博士(文学)学位請求論文審査報告要旨

論文提出者氏名	谷口 建速
論 文 題 目	長沙走馬楼呉簡よりみる孫呉政権の地方財政

審查要旨

表題の長沙走馬楼呉簡(以下、呉簡と略称)とは、1996年に湖南省長沙市で発見された簡牘資料群で、その内容は三国時代初期の孫呉政権の長沙郡・臨湘侯国に関する地方行政文書を主とするものである。『三国志』には「志」がなく、文献史料が不足している当該分野の研究を大きく前進させる画期的な発見として期待された。そのため、目下、国際的な競争・論争が展開されているが、論文提出者はその最先端の研究者の一人であり、本論文は呉簡にみえる穀倉や府庫の分析を通じて、孫呉政権の地方財政システムを総合的・体系的に復元した本邦最初の成果である。

本論文は、序章と終章の他、本文第一部・第二部の構成となっている。その内容を概括すると、以下の如くである。

序章: 呉簡の出土状況と内容、及びとくに各章に関連する「吏民田家前」・「丘」・「倉吏・庫吏・邸閣」の先行研究を紹介する。

第一部:「地方財政機構編」(全四章)

倉庫関係の簿籍の整理に基づき、物資の納入、受領、搬出、移送、文書行政等、物資の流れや諸機構の性格・関係を中心に検討する。

第一章「走馬楼呉簡における穀倉関係簿」: 穀倉関係の簿・記録の整理・分類に基づき、穀物受領時の納入記録、数日分の記録の「賦税総帳木牘」、ひと月ごとの出納帳の「月旦簿」、三ヶ月ごとの「四時簿」の全体的構成を復元し、個々の納入記録からひと月ごとの出納簿に至るまでの各倉における簿籍の作成過程を明らかにする。第二章「走馬楼呉簡よりみる孫呉政権の穀物搬出システム」: 穀倉に集積された穀物が、どのように利用され、どのような指示系統の下で搬出されたかを「穀物搬出記録」により分析する。それによると、同文書の作成主体である州中倉は正倉(長沙郡倉)としての機能を有し、その搬出は軍団への軍糧支出を目的とし、その指示に中央政府の監督機関が関与していたとする。第三章「穀物移送記録と穀物財政システム」: 三州倉の「穀物搬出記録」を分析し、穀物搬出が州中倉への移送を目的としていることから、三州倉を副倉的なものとする。また吏民が賦税等を三州倉・州中倉に納入する過程で関わる監督系統の分析から、郡県の穀物財政に対する中央・州・郡の各レベルの機関の重層的な管理システムを析出する。第四章「庫関係簿と財政系統」: 以上の地方穀倉に対して、銭・布・獣皮等を収蔵する「庫」の運営を検討し、「庫」を県庫とし、長沙郡府には「西庫」が置かれ、郡府の指示により「庫」から「西庫」に銭が伝送されたと指摘する。

第二部:「税役編」(全四章)

穀物財政における「収入」項目に基づき、これまで文献史料からは検討困難だった孫呉の税役制度 を検討する。

第五章「「限米」と限田」: 呉簡には一般吏民に対する賦税目である税米・租米と共に「限米」がみえ、それは特殊身分・職役の者(の田)に賦課されたものとする。第六章「「塩米」-孫呉政権の塩鉄政策」: 呉簡には税米等の賦税収入とは性質の異なるものとして「塩米(塩賈米)」がみえ、それは官有の塩を売却して得た収入であるが、さらにこのような官有物資に由来する醤賈米・池賈米等についても検討し、孫呉の塩鉄政策の一端を探る。第七章「「貸米」と「種粻」一孫呉政権初期における穀物貸与業務一」: 本章では、官倉から吏民への穀物貸与、及びその返還について検討し、その業務が「郷」を介して行われていた実態を分析する。第八章「「給役」と賦税」: 限米は本来吏の家族に課されるものであるが、その従事者がいなくなるとその財源を維持するため「下戸民」に従事させ、それは同時

に貧農の救済措置でもあったとする。終章「走馬楼呉簡よりみる孫呉政権の地方財政」:各章で検討された内容を総括する。

本論文の大きな特徴は、総計約 14 万点に上るとされる大量の簡牘資料の公開された部分をデータベース化し、これを精緻に分類した作業に基づく成果である、ということである。このような作業に基づいて、簿籍の構成とその作成過程、個別の記録から一季ごとの出納帳に至るまでシステム全体の体系的復元を行った。またそのテクストは報告書の写真版・釈文によるだけでなく、呉簡を所蔵する中国の研究機関に何度も足を運んで原簡を実見し、それによって発見された報告書の釈文の誤りをしばしば指摘している。

本論文で検証された内容の成果を集約すると、以下のようになるであろう。

- ① 孫呉政権の地方財政システムは、睡虎地秦簡の倉律から窺えるような秦代の厳重な管理体制や、 居延漢簡の倉庫関連簿等から窺える漢代のシステマテックな穀倉運営を継承し、それが後に唐制 へ発展してゆく過渡段階のものとする。
- ② 孫呉政権の地方財政を機構・税役の両面から検討することにより、その倉庫制度が中央・州・郡 の各級の機関によって重層的に監督・統制されており、当時の臨戦体制下の軍糧確保に重きを置いた制度であることが明らかになった。
- ③ 税役面では、特殊身分・職役に従事する者に賦課された「限米」の制度、塩鉄政策、穀物貸与、「給役」制度等々を分析することで、孫呉政権の基層社会に対する統治の実態を解明する糸口が示された。

これらの研究成果は秦漢~隋唐時代の当該研究分野に関連する時代的空白を埋めるものとして高く評価される。ただし残された課題もある。論文提出者が利用できた走馬楼呉簡は全体の約三分の一であり、そのためその所論は今後公表される予定の残りの簡牘群と照合されなければならない。また走馬楼呉簡と前後して出土した同地方の他の出土資料ともさらに比較検討する余地があろう。それは今後の課題であり、現時点で本論文はきわめて完成度の高いものと評価され、博士学位授与にふさわしい内容と判断する。

公開審査会開催日	2014年6月23日			
審查委員資格	所属機関名称•資格	博士学位名称	専門分野	氏 名
主任審査委員	早稲田大学文学学術院·教授	博士(文学)早稲田大学	中国古代史	工藤 元男
審查委員	早稲田大学文学学術院·教授	文学博士(筑波大学)	中国古代思想史	渡邉 義浩
審查委員	早稲田大学教育·総合科学学術	博士(文学)早稲田大学	中国隋唐史	石見 清裕
	院·教授			
審査委員				
審査委員				